



市役所からのお知らせ

「福岡広域都市計画」の決定に関する案の縦覧を行います

都市計画法第17条第1項の規定に基づき、福岡広域都市計画(筑紫第2地区)の決定に関する案の縦覧を行います。

● 縦覧および意見書提出期間

10月12日(金)～10月26日(金)、8時30分～17時

● 対象者 市民・利害関係人

● 縦覧および意見書提出場所

市役所第3別館2階都市計画課

● 問い合わせ先 都市計画課 計画担当

第20回オータムコンサート

ト.inおかだ〜自然災害復興支援〜

● 日時 10月20日(土)、18時～20時30分

● 場所 岡田中央公園(市内岡田1-10カミリーヤ近く)



※雨天時は岡田隣保館で開催

● 内容 コンサートなど

※会場を竹灯籠などのほのかな灯りで演出予定

● 入場料 無料

● 問い合わせ先 実行委員会事務局

(岡田隣保館内) ☎(926)3642

平成31年度から小中学校で使用する教科書が決まりました

市では、法令に基づいて設置された第1地区(筑紫地区)教科用図書採択協

議会の選定結果を受け、市教育委員会において、次のとおり採択しました。

● 問い合わせ先

第1地区教科用図書採択協議会(大野城市教育委員会 教育政策課 教育政策担当) ☎(580)1906

種目	発行者の略称	教科書名(シリーズ名)	備考(選定の主な理由など)
道徳	東書	新しい道徳	問題解決や対話活動などの工夫に優れ、主体的な学びや多面的な思考が期待できる。いじめ問題・生命倫理・情報モラルなどの多様な教材とその活用に工夫があり、本地区の実態に適している。生徒の自己評価欄は教師の有効な評価材料となる。学級の実態や指導力量に応じ創意工夫した活用が可能である。

種目	発行者の略称	教科書名(シリーズ名)	備考(選定の主な理由など)
国語	光村	国語	平成29年度検定において新たな教科書の申請がなく、学習指導要領の改訂に伴い、使用期間が平成31年度の1年間であり、また、平成26年度採択時に綿密な調査研究がなされていること、4年間の使用実績において支障がなかったことから、現使用教科書を継続使用とする。
書写	光村	書写	
社会	日文	小学社会	
地図	帝国	楽しく学ぶ 小学生の地図帳	
算数	日文	小学算数	
理科	大日本	新版 たのしい理科	
生活	東書	新編 新しい生活	
音楽	教出	小学音楽 音楽のおくりもの	
図画工作	開隆堂	図画工作	
家庭	東書	新編 新しい家庭	
保健	光文	新版 小学保健	



筑紫野市政治倫理条例 資産等報告書の審査結果

市では、筑紫野市政治倫理条例第4条に、報告義務者に資産等報告書の提出義務を規定しています。

●報告義務者

市長、副市長および教育長ならびに市議会議員

●資産等報告書

毎年1月1日現在の資産、地位、肩書ならびに前年1年間の収入、贈与、もてなしおよび税などの納付状況

政治倫理条例に基づいて提出された資産等報告書の審査を、6月13日に筑紫野市政治倫理審査会に求め、その結果を7月30日に意見書として受け取りましたので、その意見書を掲載します。

■平成30年資産等報告書に関する意見書（一部抜粋）

筑紫野市政治倫理審査会

●審査の経過

筑紫野市政治倫理審査会を、平成30年6月13日から平成30年7月30日までに5回開催した。

●審査の方法

審査会は、政治倫理条例、施行規則

および資産等報告書記載要領の通り、前年までの審査会における審査の結果および審査の方法を踏まえ公正を旨として審査し、明白な誤記、あいまいな記載などについては確認の上、差し替えおよび訂正または口頭での説明を求めた。

●審査の結果

本年の資産等報告書については、その提出の遅滞はなかった。

明白な誤記、あいまいな記載などについての確認、差し替えおよび訂正または口頭での説明は速やかに行われた。

また、資産等報告書の記載を見る限り、虚偽と疑われる報告は見受けられなかった。

今後は、次の事項について留意の上、記載し、提出されたい。

- ①資産等報告書の記載誤りおよび記載漏れが見受けられた。特に金融機関名、支店名、預貯金の種類についての誤記が目立ち、また、預貯金は全て記載すべきところ、少額の預貯金の記載漏れがあった。よって、報告義務者においては、資産等報告書の審査の趣旨を十分に理解した上、資産等報告書記載要領を熟読および記入例を参照し、正確に記載すること。
- ②本年においても自動車税等を納期限後に納付している旨の報告が複数見受けられた。いずれも納付はされているが、

政治倫理基準に照らし市民全体の代表として著しく品位と名誉を損なうものであると考えられるため、強く注意を促したい。また、本人のみならず、その配偶者等においても同様に納期限を順守するように注意すること。

■資産等報告書および意見書の閲覧について

資産等報告書および意見書は、閲覧することができず。

●閲覧場所

情報公開室

●閲覧時間

8時30分～17時

●問い合わせ先

総務課 総務担当

●筑紫野市政治倫理審査会委員

役職名	氏名	肩書など
会長	森田孝久	弁護士
副会長	若色敦子	大学准教授
委員	藤田直己	公認会計士
委員	中島紀美子	市民
委員	淵上英治	市民
委員	森崎信子	市民
委員	山内チヨ子	市民
委員	木村律子	市民
委員	野口紀子	市民

●資産等報告書(本人のみ)

平成30年の市長、副市長および教育長の資産などは、以下の表のとおりです。

(単位:万円)

氏名	肩書	不動産	動産	預貯金	有価証券	信託に関する権利	貸付金	借入金	給与等
藤田 陽三	市長	6,879 (6,181)	365 (365)	7,124 (6,880)	—	—	—	—	2,071 (2,074)
藤木 正文	副市長	7,698 (7,809)	1,200 (1,200)	6,453 (1,794)	21 (21)	—	—	—	6,908 (2,811)
上野 二三夫	教育長	227 (279)	250 (250)	825 (587)	—	—	—	0 (163)	1,228 (1,148)

※「給与等」は平成29年中の収入、それ以外は平成30年1月1日現在の額で、かっこ内の数字は前年の報告書によるものです。

※上表以外の報告には、ゴルフ会員権の口数および税などの納付状況があります。

※「不動産」の価額は、固定資産税評価額で報告されています。

※「給与等」は、給与、報酬および年金その他の収入の合計額です。

納税(納付)には便利な口座振替をご利用ください

税金(市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)や保険料(介護保険料、後期高齢者医療保険料)の納税(納付)には口座振替制度があります。

金融機関が皆さんに代わって、指定の口座から自動的に振り替えますので、納税(納付)のために市役所や金融機関、コンビニエンスストアに向く必要がなく、納め忘れもありません。

● **申込場所** 市指定の金融機関の窓口です。支店は問いません。

- ▽西日本シティ銀行
 - ▽福岡銀行
 - ▽筑紫農業協同組合
 - ▽佐賀銀行
 - ▽筑邦銀行
 - ▽福岡中央銀行
 - ▽とびうめ信用組合
 - ▽九州労働金庫
 - ▽みずほ銀行
 - ▽りそな銀行
 - ▽三菱UFJ銀行
 - ▽ゆうちょ銀行
 - ▽北九州銀行
- **申し込みに必要なもの**
納税(納付)通知書、口座振替依頼

書、預金通帳、通帳の届出印

※口座振替依頼書は納税通知書の中に つづっているほか、指定金融機関の市内の支店にも備え付けています。

※口座振替依頼書の郵送を希望する場合は収納課に連絡してください。

● 申込時期

希望の振替開始日の1カ月前までに申し込みください。

例えば、国民健康保険税第6期からの振替を希望する場合、納期限(11月30日)の1カ月前(10月31日)までの手続きが必要です。

● 問い合わせ先 収納課

第69回介護者のつどい「適切な排せつケア」

排せつの問題を抱える人が快適に暮らせるように、オムツの種類や選び方、適切な使用方法など、実技を交えてお話しします。ぜひ一緒に学びましょう。

(参加無料、申し込み不要)

● **日時** 11月13日(火)、13時30分～15時30分

● **場所** 生涯学習センター3階視聴覚室

● **講師** 待鳥 伸司さん(おむつフィッター、介護福祉士)

● **駐車場に限りがありますので、でき**

るだけ公共交通機関をご利用ください。

● 問い合わせ先 高齢者支援課

水中腰痛予防教室 参加者を募集します

腰が重たい、痛いなどの悩みを持つた人を対象とした水中運動教室を開催します。健康運動指導士が、腰への負担が少ない水中で腰痛の人のためのストレッチや筋力トレーニングを行います。水中運動が初めての人におすすめです。

● **日時** 11月2日～12月21日の金曜日(11月23日は休み、全7回)、13時30分～14時30分

● **対象** 市内在住の人で腰痛の症状を予防・改善したい人(治療中の人は医師に確認の上ご参加ください)

● **料金** 毎回200円

● **定員** 先着10人

● **持参するもの** 水着、スイミングキャップ、タオル、飲み物

● **申込期間** 10月4日(木)、9時～
※参加決定者は事前にトレーニング健康測定室で会員登録と問診票記入を行う必要があります。

● 申し込み・問い合わせ先

トレーニング健康測定室(カミィリヤ内) ☎(920)8070

※月曜日はお休みです。

10月21日(日)は「ごみゼロ運動」の日です

ごみゼロ運動は、道路上などに散乱している空き缶、空きビン、紙くずなどを収集する運動です。

● ごみの処理

- ▽可燃物(地域清掃用指定袋)
 - ▽缶(缶用指定袋)
 - ▽ビン(ビン用指定袋)
 - ▽不燃物(不燃物用指定袋)
- に分別し、各行政区で決められたごみゼロ運動時の集積場所に出してください。

● 収集しないもの

- ▽家庭からのごみ
- ▽家電4品目(テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機など)
- ▽粗大ごみなどの不法投棄物
- ▽放置自転車

● **指定袋の配付** 各行政区の環境衛生推進員に配付します。

※集積場所が不明な場合や、指定袋が不足する場合は、各行政区の環境衛生推進員にご連絡ください。

※実施日の異なる行政区もあります。

● 問い合わせ先 環境課